破産手続廃止

平成２２年（フ）第４７９号
群馬県前橋市富士見町原之郷449番地
破産者　株式会社ジャストワーク
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２７２号
千葉市花見川区長作町1726－１
破産者　有限会社旭屋総業
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８３号
群馬県利根郡みなかみ町湯原728番地
破産者　株式会社旅館藤屋ホテル
１　決定年月日　平成22年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第８３２号
千葉県銚子市野尻町149番地の２
破産者　株式会社カネシン
１　決定年月日　平成22年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８３３号
千葉県銚子市豊里台１丁目1044番地の124
破産者　松崎　正治
１　決定年月日　平成22年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２４号
千葉県浦安市堀江３丁目５番16－205号　リーフ・コート
破産者　林　　幸嗣
１　決定年月日　平成22年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９７号
千葉県浦安市今川４丁目12番29－１号
破産者　久保田　仁
１　決定年月日　平成22年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２９号
千葉市若葉区貝塚町1327番地の112
破産者　東洋メディカル株式会社
１　決定年月日　平成22年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５８７号
東京都武蔵村山市岸１丁目52番地の１
破産者　カーネット多摩株式会社
１　決定年月日　平成22年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２３号
神奈川県横浜市磯子区洋光台５－９－31、前住所静岡県富士市今泉2266番地の２セジュールＫ103号、前々住所静岡県富士市瓜島町122番地の１
破産者　荒川　哲一
１　決定年月日　平成22年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１８９号
静岡県富士市中里2591番地の51、前住所静岡県沼津市岡宮1092番地の１　エルディム蘭203号
破産者　百瀬　　勇
１　決定年月日　平成22年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１３７号
北海道余市郡余市町富沢町９丁目19番地
破産者　株式会社丸晶工業
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４１９号
千葉市稲毛区小深町30番地の12
破産者　株式会社石田興産
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５８５号
千葉県市川市相之川１丁目20番27号　アルファーネクスト南行徳第２－106号
破産者　石森　辰雄
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４４号
千葉市若葉区千城台北１丁目３番１棟301号
破産者　平　　敏子
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４９号
千葉県八街市八街い101番地18
破産者　有限会社旨季
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５９号
千葉県習志野市実籾１丁目３番５号
破産者　北岸　久英
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１４号
東京都八王子市泉町688番地八王子泉町住宅６－407号
破産者　江藤　由美
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３１号
長野県松本市深志１丁目３番11号
破産者　野口興産株式会社
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２９５号
静岡市駿河区登呂６丁目15番10号
破産者　有限会社鋼峰工業
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２７号
兵庫県篠山市今田町上立杭５番地の18
破産者　神戸配送株式会社
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１２号
神戸市兵庫区船大工町２番21号
破産者　株式会社中央
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部